

平成18年5月29日

各位

会社名 酒井重工業株式会社
代表者 代表取締役社長 酒井 一郎
コード番号 6358 (東証 第1部)
問い合わせ先 管理部長 渡辺 秀善
(TEL. 03 - 3434 - 3401)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月26日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第58回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせ致します。

記

1. 変更の理由

「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。(変更案第5条)

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という。)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」及び「整備法」に基づき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するための規定を新設するものであります。(変更案第10条)
- (2) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。(変更案第16条)
- (3) 株主総会に出席することができる代理人の数を1名に制限することを明確にするものであります。(変更案第18条第1項)
- (4) 取締役会の機動的な運営を図るため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことを可能にするための規定を新設するものであります。
(変更案第25条)
- (5) 社外取締役及び社外監査役と当社との間に、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないことを条件として、責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。なお、社外取締役との責任限定契約規定を設ける議案を本総会に提出することにつきましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。(変更案第26条、第31条)
- (6) その他、会社法が施行されたことに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、定款に定めがあるものとみなされている事項につきましても、所要の変更を行っております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(別紙)

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 本会社は酒井重工業株式会社と称する。 英文ではSAKAI HEAVY INDUSTRIES, LTD.と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。 1. ~ 8. (略)</p> <p>(本店) 第3条 本会社は本店を東京都港区に置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 本会社の公告は東京都において発行される日本経済新聞に掲載してこれを行なう。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 本会社が発行する株式の総数は1億4,990万株とする。 <u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第6条 本会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行) 第7条 本会社は1,000株をもって株式の1単元とする。 2 本会社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 <u>当</u>本会社は、<u>酒井重工業株式会社</u>と称する。 英文ではSAKAI HEAVY INDUSTRIES, LTD.と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 <u>当</u>会社は、<u>次</u>の事業を営むことを目的とする。 1. ~ 8. (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 <u>当</u>会社は、<u>本店</u>を東京都港区に置く。</p> <p>(機関) 第4条 <u>当</u>会社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 <u>当</u>会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 <u>当</u>会社の発行可能株式総数は、<u>1億4,990万株とする。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第7条 <u>当</u>会社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行) 第8条 <u>当</u>会社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 <u>当</u>会社の単元株式数は、<u>1,000株とする。</u> 2 <u>当</u>会社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(株券の発行) <u>第8条 本会社が発行する株券の種類は取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(名義書換代理人) <u>第9条 本会社は株式につき名義書換代理人を置く。</u> 2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> 3 <u>本会社の株主名簿および実質株主名簿(以下株主名簿等という。)ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、またはその抹消、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式に関する請求手続等) <u>第10条 株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録、および単元未満株式の買取り等株式に関する請求の手続および手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日) <u>第11条 本会社は毎決算期現在の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権ある株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> 2 <u>前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利) <u>第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(株主名簿管理人) <u>第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</u> 2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3 <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則) <u>第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第12条 本会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に<u>そのつど</u>招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は社長が招集し、議長となる。</p> <p>2 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き出席株主の議決権の過半数によって決する。</p> <p>2 商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によって決する。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は他の議決権ある株主を代理人として議決権を行使することができる。<u>この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を本会社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 本会社の取締役は15名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 <u>当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示と見なし提供)</p> <p>第16条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2 <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 <u>当会社の取締役は、15名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法) 第17条 取締役の選任は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>2 補欠によって選任された取締役の任期は、<u>前任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(役付取締役および代表取締役) 第19条 取締役会はその決議により、<u>取締役の中から会長、社長および副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>2 <u>社長は会社を代表する。</u> 3 <u>取締役会は決議をもって会長、副社長、専務取締役の中から会社を代表すべき取締役を選任することができる。</u></p> <p>(招集手続) 第20条 取締役会を招集するときは、<u>各取締役および監査役に対し、会日から3日前に、その通知を発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>(招集者および議長) 第21条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き社長が招集し、議長となる。</p> <p>2 社長に事故あるときは、<u>あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(選任方法) 第20条 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された取締役の任期は、<u>前任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u> (削除) (削除)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (員数) 第22条 本会社の監査役は4名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(選任方法) 第23条 監査役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもってする。</p> <p style="text-align: center;">(任期) 第24条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。 2 補欠によって選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p style="text-align: center;">(招集手続) 第25条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日から3日前に、その通知を発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算 (営業年度および決算期) 第26条 本会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日をもって決算期とする。</p> <p style="text-align: center;">(利益配当金ならびに中間配当) 第27条 利益配当金は、毎決算期現在の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p>	<p style="text-align: center;">(社外取締役との責任限定契約) 第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (員数) 第27条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(選任方法) 第28条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(監査役会の招集通知) 第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(社外監査役との責任限定契約) 第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算 (事業年度) 第32条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当の基準日) 第33条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>

現行定款	変更案
<p>2 <u>本公司は取締役会の決議により毎年9月30日現在の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（中間配当）をなすことができる。</u></p> <p>（除斥期間） 第28条 <u>利益配当金または中間配当金が、支払開始の日から満3カ年を経過しても受領されないときは、本公司はその支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p>2 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、剰余金の配当（中間配当）を行うことができる。</u></p> <p>（配当金の除斥期間） 第34条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

以上